

5. 補装具・日常生活用具

①補装具費の支給

○制度の概要

身体障害のある方の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。詳細については、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○利用できる人

身体障害者手帳の交付を受けている人、難病を有する人

○内容

障害の内容及び程度に応じ、補装具の交付(修理)が受けられます。

(単位：円)

種目	名称	R6 購入基準	耐用 年数	種目	名称	R6 購入基準	耐用 年数		
義肢(注1, 2)		504,000	1~5	歩 行 器	六輪型	70,000	5		
装具(注1, 2)		89,000	1~3		四輪型(腰掛つき)	43,900			
姿勢保持装置(注1)		454,000	3		四輪型(腰掛なし)	43,900			
車椅子(自走用)(注1)		301,000	6		三輪型	37,700			
車椅子(介助用)(注1)		486,000			二輪型	29,900			
電動車椅子(普通型)(注3)		927,000	6		固定型	24,400			
電動車椅子(簡易型)(注1)		847,000			交互型	33,300			
視 覚 障 害 者 安 全 つ え	普通用	繊維複合材料	4,200	2	頭部保持具(児のみ)		7,550	3	
		木材	2,700		排便補助具(児のみ)		10,000	2	
		軽金属	2,800		5	歩 行 補 助 つ え	松葉づえ	木材	A 普通
	携帯用	繊維複合材料	5,200	B 伸縮	3,800				
		木材	3,400	2	軽金属		A 普通	4,600	4
	軽金属	3,300	4	B 伸縮		5,150			
身体支持併用		4,600	4	カナディアン・クラッチ	10,000	4			
義 眼	レディメイド	17,900	2	ロフストランド・クラッチ	10,000				
	オーダーメイド	86,900		多脚つえ	7,600				
眼 鏡	矯正用 (注4)	6D未満	16,900	2	プラットフォーム杖		27,600		
		6D以上10D未満	20,200		意 重 思 度 伝 障 害 者 置 用	文字等走査入力方式		5	
		10D以上20D未満	24,000			簡易なもの	152,700		
		20D以上	24,000			簡易な環境制御機能が付加されたもの	203,900		
	遮光用	前掛け式	22,400	高度な環境制御機能が付加されたもの	480,600				
		掛けめがね式	31,200	通信機能が付加されたもの	480,600				
	コンタクトレンズ		13,000	2	生体现象方式	480,600			
	弱視用	掛けめがね式	38,200	4	内人 耳工	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	—	
		焦点調整式	18,600						
	補 聴 器 (注5)	高度難聴用ポケット型	44,000	5	(注1) 義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子の基準額については、令和4年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。令和4年度福祉行政報告例より。 (注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月~1年6ヶ月の使用年数となっている。 (注3) 電動車椅子普通型4.5km/hと6km/hの平均単価 (注4) 遮光用としての機能が必要な場合は、31,200円とすること。 (注5) デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。				
高度難聴用耳かけ型		46,400							
重度難聴用ポケット型		59,000							
重度難聴用耳かけ型		71,200							
耳あな型(レディメイド)		92,000							
耳あな型(オーダーメイド)		144,900							
骨導式ポケット型		74,100							
骨導式眼鏡型		126,900							
座位保持椅子(児のみ)		26,100	3						
起立保持具(児のみ)		31,700	3						

○手続

医師の意見書と補装具(購入・修理)を依頼する業者の見積書を添えて申請してください。

身体障害児…指定自立支援医療機関担当医師の補装具費支給意見書

身体障害者…指定医師(身体障害者手帳交付申請の診断書を作成できる医師)の補装具費支給意見書

難病患者等…特定疾患医療受給者証、診断書などの疾患名が確認できる資料

○窓口 市町村障害福祉担当課 (所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照)

②軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

○制度の概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の取得やコミュニケーション能力の目的に、補聴器購入費の助成を行っています。支給決定は、軽・中等度難聴児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。詳細については、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○利用できる人

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが30dB以上の18歳未満の児童 (医師が必要と認めた場合は、30dB未満についても対象)

(ただし、所得制限によって助成を受けられない場合があります。)

○内容

対象となる児童に対して補聴器の新規購入費用又は耐用年数を経過した補聴器を更新する経費を助成した市町村 (指定都市除く) に対して、費用の一部を補助します。

(例)

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽・中等度難聴用ポケット型	53,500	①補聴器本体 (電池を含む。) ②イヤーマールド (注) イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,500円を除く。	原則として 5年
軽・中等度難聴用耳かけ型	55,900		
高度難聴用ポケット型	53,500		
高度難聴用耳かけ型	55,900		
重度難聴用ポケット型	68,500		
重度難聴用耳かけ型	80,700		
耳あな型 (レディメイド)	101,500		
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900	補聴器本体 (電池を含む。)	原則として 5年
骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体 (電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500	①補聴器本体 (電池を含む。) ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。	

【負担割合】

県1/3 市町村1/3 本人1/3

※補聴器の種類、基準価格、負担割合等は市町村によって異なる場合があります。

○手続き

助成申請については、市町村が定める申請書に指定医師（身体障害者手帳交付申請の診断書を作成できる医師）の意見書、医師意見書の処方に基づいて補聴器販売事業者が作成した補聴器見積書、その他市町村が必要と認めるものを添えて申請してください。（詳しくは、市町村の窓口で確認して下さい。）

○窓口 市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）

③日常生活用具の給付・貸与（市町村地域生活支援事業）

○制度の概要

障害のある方の日常生活がより円滑に行われることを目的としての用具（日常生活用具）を給付又は貸与を行っています。支給決定は、障害者等からの申請に基づき、市町村が行います。市町村により対象者、給付、貸与内容が異なりますので、詳細については、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○利用できる人

重度身体障害児・者、重度知的障害児・者、難病患者等。ただし、市町村により対象者・給付・貸与内容が異なりますのでお住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○内容

障害の内容により、次表（品目は参考例であり、市町村により異なる場合があります）の日常生活用具の給付・貸与が受けられます。

種目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
訓練用ベッド（児のみ）		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障害
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
歩行時間延長信号機用小型送信機		
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害
	盲人用体重計	
種目		対象者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計		

	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用) 点字図書	視覚障害
排泄管理支援用具	ストーマ用器具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、 サラン・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ 意思表示困難 高度の排尿機能障害
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

○窓口 市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）